

扱い	テレビ・ラジオ	配布後解禁
	新聞	

英彦山病院水利使用の不適切事案を是正へ ～水利権を許可しました～

医療法人 新光園 英彦山病院（以下、病院）に係る水利使用（流水の占用の許可：河川法第23条）について、九州地方整備局遠賀川河川事務所が平成23年1月31日に是正指示を行い、2月28日に病院から是正計画書が提出されました。是正計画内容としては、

- ・将来的には、すべて添田町の上水道に切り替える（現在は、水道供給能力が不足）。
- ・添田町水道整備が完了するまでの間、

病院が必要な水は、雑用水の目的で水利権を申請する（従前より水量を減量する）。

田川郡東部環境衛生施設組合（じん芥処理センター）が必要な水は、受水槽整備により可能な限り上水道を利用し、稼動上どうしても不足する分について水利権を申請する。

であり、これに基づき病院と田川郡東部環境衛生施設組合から水利権申請がなされ、本日9月20日、雑用水として水利権を許可しました。

記

- *河川名 遠賀川水系 彦山川
- *取水口 田川郡添田町大字榊田字小拂 1636 番1 地先
(彦山川 左岸 28k/750付近)
- *水利権者及び許可水量 医療法人 新光園 英彦山病院
従前 293m³/日 → 41m³/日
田川郡東部環境衛生施設組合
新規 52m³/日
(受水槽が完成するまでは107m³/日)
- *許可期間 平成26年3月31日

【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ
田川地区記者クラブ
(FAX投げ込み)

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所	副所長	山口(内線 205)
	建設専門官	遠藤(内線 403)
TEL 0949-22-1830	占用調整課 専門官	古田(内線 407)